



第 1 回社債型種類株式に関するご説明資料

ANAホールディングス株式会社

2025年11月10日

本説明資料は第 1 回社債型種類株式の発行決議に伴い、2025年 4 月30日付で公表致しました「社債型種類株式に関するご説明資料」の内容を更新したものです。

第1回社債型種類株式の発行の背景



コロナ禍における厳しい事業環境下において、財務及び事業基盤を強化し、足元では急速に業績が回復しています。今後は2030年度に目指す姿の実現に向けた新たな成長ステージへ移行する中、成長資金の調達と資本構成の最適化に向けて、社債型種類株式の発行及び自己株式の取得を決議しました。

強靱な事業構造に生まれ変わる

成長回帰への足元固め

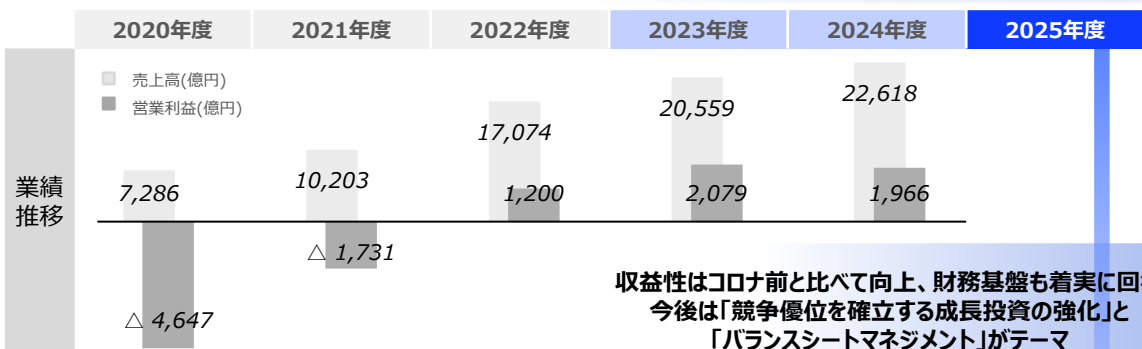
“ワクワクで満たされる世界を”

2020-2022年度 事業構造改革

2023-2025年度 中期経営戦略

次期中期経営戦略

2030年度 経営ビジョン



■ 成長軌道の実現と、さらなる飛躍への備えをする期間と位置づけ

<今後の重要テーマ>

国際線(旅客・貨物)の着実な成長

成長投資の強化

最適なバランスシートへのマネジメント

長期的な成長機会

- 2029年の成田空港の発着枠拡大
- 2030年に向けたインバウンドのさらなる拡大
- インド・東南アジアの経済成長に伴う航空需要の増加予測

中期的目標

<自己資本比率>
45%水準

2030年度まで

<ROE>
安定的に12%以上

<営業利益率>
10%以上

コロナ以降の財務アクション

コロナ禍での資本増強
劣後ローン(2020年10月)
公募増資(2020年11月)

必要資金の追加調達
ユーロ円CB(2021年11月)

2025年11月10日

社債型種類株式の発行(2,000億円)及び自己株式取得(上限1,500億円)決議

財務/投資戦略

今後の投資機会



「人財、DX、航空機」への投資で競争優位を確立

長期的な成長に向けて、「人財、DX、航空機」への成長投資を強化
人財がDXを推進して付加価値を高め、航空機を有効に活用することで、競争優位性を高める



2030年度に航空機約320機まで増加※

※ 2030年度時点におけるグループ全体の機材数(日本貨物航空を除く)

第1回社債型種類株式の資金使途



第1回社債型種類株式による調達資金は、航空機投資及び自己株式取得資金に凡そ半額づつ充当予定です。①航空機投資に係る成長投資資金の確保の他、社債型種類株式の発行と自己株式取得を組み合わせることで、②財務健全性の維持・向上と資本効率の向上を、高い次元でバランスよく実現することができます。

1

成長投資資金の確保

1,000億円：航空機投資

第1回社債型種類株式による調達資金のうち、1,000億円を航空機投資に充当予定です。

当社は、2025年2月に、将来的な航空需要の拡大を見据え、コロナ禍で抑制していた航空機の更新や追加発注の決定を公表いたしました。

2024年度末時点の機材数は278機ですが、2030年度に約320機まで機材数を増やし、ジョイントベンチャーを軸とした提携戦略も推進しながら、拡大する訪日需要、そして今後の成長の柱となるアジア-北米間の流動を取り込むことで確実に利益成長へつなげてまいります。

2

資本構成の最適化

約940億円：自己株式取得資金

第1回社債型種類株式による調達資金のうち、上記①の残り約940億円を自己株式取得資金に充当予定です。

社債型種類株式の特徴：

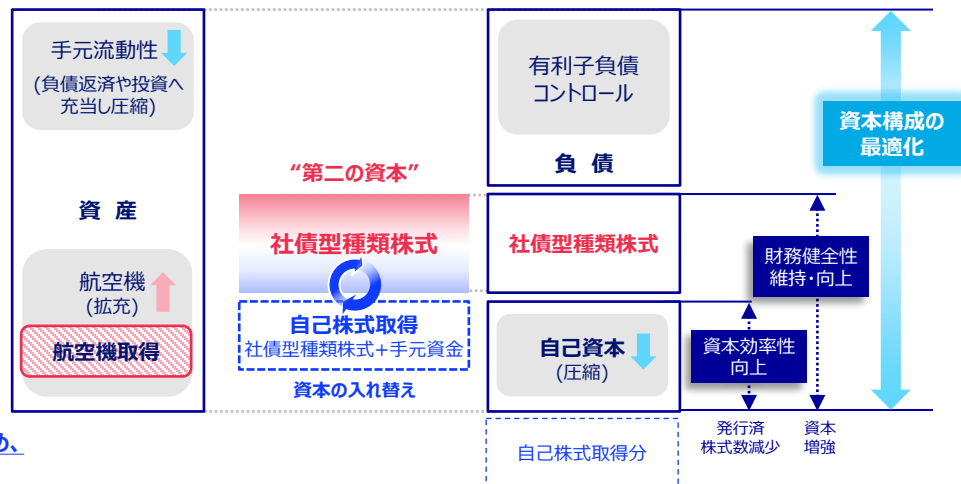
- 希薄化を伴わず資本を増強することができる「第二の資本」
- 普通株式に比べて資本コストが低い

自己株式取得の背景と取得枠：

- コロナ禍で払い込まれた資本の一部返還とEPS(1株当たり純利益)の向上
- 自己株式取得枠1,500億円(第1回社債型種類株式の調達資金のうち約940億円に加えて、手元流動性約560億円を充当)
- 上記、社債型種類株式の発行と自己株式取得を組み合わせることで、財務健全性の維持・向上と資本効率の向上を、高い次元でバランスよく実現することができます。
- 普通株式対比で株主資本コストの低い社債型種類株式に資本を入れ替えることで、当社の加重平均資本コスト(WACC)の引き下げにもつながります。

今後も、株主資本コストの低減、ひいてはエクイティ・スプレッドの安定的な確保に努め、より一層の株主価値向上に取り組んでまいります。

社債型種類株式を活用したバランスシートマネジメントの考え方





第1回社債型種類株式の特徴

社債型種類株式は会社法上の株式であり、会計上の株主資本の増加につながりますが、議決権・普通株式への転換権がありません。

会計上及び格付上のいずれも資本を拡充し、原則として、2030年12月12日以降に当社による取得が可能です。

普通株式とは別に、東京証券取引所プライム市場に上場して、幅広い投資家へ投資機会を提供することを企図します。

		発行日	金銭対価の取得条項 2030年12月12日以降	配当ステップアップ 2031年10月1日以降
会計上の資本性	会計上、発行額の全額を資本として計上	資本性100%		
格付上の資本性	格付会社（R&I及びJCR）より資本性を認定（発行額の50%）	発行額の50%を資本、50%を負債として取り扱う		
議決権	議決権なし	普通株式の希薄化が生じない		
転換権	普通株式への転換権なし			
東証上場	東京証券取引所プライム市場へ上場予定（証券コード：92025）	東証上場		
優先配当	発行後2031年9月30日までは固定配当（以降は変動配当）（※1） 配当順位は普通配当に優先、非参加型（※2）、累積型（※3）	固定配当 → 変動配当		
金銭対価の取得条項 （当社の権利）	原則として、2030年12月12日以降行使可能（※4） （発行価格相当額に未払配当金及び経過配当金を加えた金額で取得）	金銭を対価とする取得が可能		

※1 配当年率は、発行後2031年9月30日までは固定の基準金利に当初スプレッドを加えた率とし、その後は変動の基準金利に当初スプレッド及び1%を加えた率とします。

※2 第1回社債型種類株式は、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の商品性です。

※3 第1回社債型種類株式は、未払の優先配当金がある場合に未払分を翌期以降に繰り越して支払う「累積型」の商品性です。

※4 第1回社債型種類株式は、①2030年12月12日以降、又は②資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合、において当社による金銭を対価とする取得が可能となります。

なお、取得日または振替取得日と、金銭対価の取得と引換えに支払われる金銭の交付日が異なる暦年に属する日等での取得を行うことはできません。



財務指標等への効果・影響

社債型種類株式は、株式でありながら普通株式に係るROEやEPSへの影響も抑制されます。配当や残余財産の分配は普通株式に優先し、優先配当については2031年9月30日までは固定配当が支払われ、発行時に定めた優先配当金を超える支払いは生じません。また、社債型種類株式の株主には株主優待を付与する予定はありません。

従って、普通株式の株主優待に影響を与えることは想定しておりません。

加えて、社債型種類株式は、ネットD/Eレシオ等の低下につながり、財務健全性指標の向上に寄与します。

主要な財務指標 への影響	(普通株式に係る) ROE	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{自己資本 (普通株式)}}$	 主な影響は優先配当分に限定 (発行前と比較する場合)
	(普通株式に係る) EPS	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{発行済株式数 (普通株式)}}$	
	(普通株式に係る) PBR	$\frac{\text{時価総額 (普通株式)}}{\text{自己資本} - \text{社債型種類株式に係る資本} - \text{優先配当}}$	
	ネットD/Eレシオ	$\frac{\text{純有利子負債}}{\text{自己資本 (社債型種類株式を含む)}}$	 財務健全性の向上に寄与
社債型種類株主 への分配	優先配当	普通株式に優先、発行時に決定した配当年率に限定 (発行後、概ね5年は固定配当)	 非参加型の商品性
	残余財産の分配	普通株式に優先、発行価格相当額及び優先配当分に限定	



資本性調達手法の比較

社債型種類株式は、ハイブリッド社債・ローンと普通株式の双方の特徴を有しており、新たな資本性調達手法です。

発行後には、東京証券取引所プライム市場に上場を予定しており、市場等で自由に売買することが可能です。

	ハイブリッド社債・ローン	社債型種類株式	公募増資
会計上の取扱い	負債：100%	資本：100%	資本：100%
格付上の取扱い	資本：50% 負債：50%	資本：50% 負債：50%	資本：100%
議決権の希薄化	希薄化が生じない	希薄化が生じない 議決権/普通株式への転換権なし	希薄化が発生
財務指標への主な影響 (普通株式に係るROE、EPS等)	希薄化が生じない	影響は限定的 社債型種類株式の優先配当分に限定	希薄化が発生
配当金の支払い (参加 / 非参加)	非参加型 社債要項に規定された利息に限定	非参加型 発行時に定めた優先配当金に限定	参加型
発行体による取得条項	あり	あり	なし
上場	なし	上場株式 東京証券取引所プライム市場	上場株式 東京証券取引所プライム市場
NISA口座でのお取引	—	NISA対象	NISA対象

免責事項

この文書は当社の第1回社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。